

コラボ
企画

あの人にききたい
×
お仕事 Q & A

行政書士・海事代理士
塩田 英治 先生

総会・理事会報告

知らないで
すまされない

実務に係る
行政書士法 その参



ご挨拶

日頃より、町田支部の活動に対しご理解とご協力を頂き厚く御礼申し上げます。昨年は支部長就任1年目ということで役員の負担軽減を考慮し、理事会の隔月開催や役員内でのML立ち上げ等を行い、例年通りの支部運営を果たしてきました。

その中で当初の目標であった「地域に密着した行政書士」という目標では、街頭無料相談会や市役所での行政手続相談などの開催や、公立小学校での法教育の実践、また町田市や社会福祉協議会との協力による成年後見制度普及への取り組み等を行いました。

本年度は、新規事業として「新年賀詞交歓会」を開催する予定です。これには役員のみならず支部会員皆様のご協力が必要です。また、多摩地区支部長懇話会では、10年に1度の幹事支部となっています。多摩地区9支部の役員や本会役員を招待し、町田の良さをアピールする予定です。

こちらも支部会員のご協力をお願いいたします。

私は、町田支部長として2年目を迎えますが、2年連続本会総会の議事録署名人に指名されました。そして本年度は公益社団法人成年後見支援センター「ヒルフェ」の総会におきまして副議長に指名されました。これらの経験・実績を踏まえ本年度の支部運営に邁進したいと思います。支部会員の皆様、そして関係各位の皆様方のご協力を頂けますよう、何卒宜しくお願い致します。

東京都行政書士会町田支部
支部長 釘田一富

東京都行政書士会町田支部

<http://machida.tokyo-gyosei.or.jp/>

行政書士 町田

検索

- ◆日時：4月19日 13:30～15:10
- ◆会場：町田商工会議所2階 会議室
- ◆当日現在の支部会員数：94名
- ◆総会有効定足数：34名
- ◆来賓：東京都行政書士会副会長 常住 豊様
- ◆出席会員数：62名（本人出席 32名・委任状 30名）

総会は、支部細則第26条に基づく定足数に達し、有効に成立した。

- *議長：栗和田 真一 会員（司会者指名）
- *議事録作成者：馬場 敦会員（司会者指名）・道口 幸恵会員（司会者指名）
- *議事録署名人：横田 義男会員（司会者指名）・掛上 喬司会員（司会者指名）

- ◆議案審議の概要 *詳細をお知りになりたい方は、支部に保管されている議事録をご覧ください。

第1号議案 平成25年度事業報告

下記担当者より議案書通り平成25年度事業報告があった。

釘田 一富	東京都行政書士会町田支部事業活動 東京都行政書士会本会活動
媚山 豊英	総務部 総務担当
寺田 康子	業務推進部 法教育担当
西村 久実	広報部 広報担当
高橋 成明	IT・名簿担当
道口 幸恵	業務推進部 研修担当
横田 義男	総務部 監察担当
西村 久実	業務推進部 情報提供担当
佐々木徹也	業務推進部 渉外担当
佐々木徹也	「未来を創るアーバンネットまちだ」担当
海野 敏郎	行政手続相談特別役員会
掛上 喬司	暴力団等排除対策委員会
馬場 敦	総務部 厚生担当

第2号議案 平成25年度決算報告及び監査報告

経理担当の横山千佳子会員が、議案書(頁18～19)のとおり決算報告として貸借対照表、収支計算書、平成25年度比較収支計算書について読み上げた。

監査報告として監事の田中秀樹会員より、平成25年度の決算が公正かつ妥当なものと認められることが報告された。

～ 質問 ～

出席会員より、現在も前支部長事務所におかれている支部の電話機とタウンページの広告について質問があり、それに対し支部長からは費用対効果等も考え理事会で検討する旨の回答があった。

議長が第1号議案及び第2号議案の承認を求めたところ、賛成多数で可決承認された。(第1号議案・第2号議案一括審議)

第3号議案 平成26年度事業計画案について

各担当者より議案書通り平成26年度事業計画について説明があった。

第4号議案 平成26年度予算案について

各担当者より議案書通り平成26年度予算案について説明があった。



来賓 挨拶
東京都行政書士会 常住副会長



議長 栗和田 真一 会員



総会 風景

～ 要望 ～

出席会員より、次の2点が要望として出された。

- (1) 支部ホームページ内の会員ページに入るためのパスワードが長い間変わっておらず、退会した会員も自由に閲覧できるので変えてほしい。
- (2) 町田支部の代表電話をフリーダイヤルにしてタウンページに掲載することを検討してほしい。旧番号については、「町田支部の電話番号が変わりました」というアナウンスが可能かどうかという点を問い合わせしてほしい。

議長が第3号議案及び第4号議案の承認を求めたところ、賛成多数で可決承認された。(第3号議案・第4号議案一括審議)

第5号議案 支部細則改正案について

議長が、支部細則第84条第2項にもとづき、本議案に関する定足数を確認した。

*現に出席している会員：32名 *本議案有効定足数：22名

趣旨と一部文言の修正に関する説明が、釘田支部長より行われた。支部細則第28条第2項に基づき出席した会員の3分の2以上の賛成により可決承認された。

第6号議案 支部代議員について *紙面の都合上割愛致します。



ホテル ザ エルシイ
町田にて懇親会が
開催されました。



5/23

報告

東京都行政書士会町田支部5月度定例理事会

◆日時：5月23日 18:00～21:00 ◆会場：町田市民フォーラム視聴覚室

◆出席者： 釘田支部長、大島・横山・媚山副支部長、中澤・高橋(成)・掛上・馬場・森下・西村理事、渡部監事

◆オブザーバー：生駒会員(特別役員)・海野会員(特別役員)
成田会員(経理補佐)

◆主な議題：

(1) タウンページへの掲載について

定時総会での要望を受けて検討。NTTに問い合わせをしたところ、フリーダイヤルとすることでNTT内の工事費として1,000円、月々の基本サービス料金として2,000円上乗せすることで、後は通信費用を負担して利用できることがわかった。ボイスワープや旧番号へのアナウンスもできる。

8月のタウンページ広告の更新に合わせて、フリーダイヤルに移行し、電話機設置場所も現支部長の事務所に変更する。フリーダイヤルの番号については、ML等で支部長が募集する。

(2) 役員の組織変更について

森下理事が、経理担当から業務推進部渉外担当に異動し、本年秋に開催される多摩地区支部長懇話会と平成27年に開催される賀詞交歓会のサポートをすることになった。なお、経理担当は、横山副支部長が兼任する。 ※新組織図は次号に掲載

(3) 支部ホームページ内会員ページについて

定時総会での要望を受けてIT担当理事がパスワード変更について対応をしている。現在は、変更ができ次第、支部会員に連絡をする。

(4) 支部会費滞納者の処分について

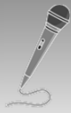
「東京都行政書士会町田支部支部会費長期滞納者処分規程」に第4条第1号から第3号の手続を経たので、第4号に基づき、当該会員には、支部長より処分を内容を書面にて送付する。



理事会 風景

あのひとに

ききたい



お仕事 Q & A

行政書士



行政書士・海事代理士

塩田英治先生

1995年3月行政書士登録。1998年2月海事代理士登録。元日本行政書士会連合会第二業務部専門員。東京都行政書士会企画開発部業務研究会座長。一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター監事。東京都建設業課嘱託相談員。日本知的資産経営学会正会員。

平成26年度の「行政まちだ」も、引き続き支部会員だけでなく町田市でお世話になっている方々にも配布致します。今回は、コラボ企画として行政書士として幅広い分野でご活躍の東京都行政書士会千代田支部の塩田英治先生を訪問しました。

【法改正やインターネットを味方に】

- ◆ 塩田先生を目標とする行政書士のために、開業当時の苦労話やこういった行動の積み重ねから仕事が波に乗ったのかを教えてください。

最初独立した時は自宅開業で、その後に先輩行政書士のところに居候をしていました。ちょうどその時期に現在の基幹業務の一つとなっている旅行業法の大きな改正があり、先輩行政書士にも勧められて法改正に合わせて勉強をし、顧客獲得のためのDMを沢山送りました。



送り先は、旅行業者の業界名簿とタウンページの旅行業の欄を全部突き合わせて消し込みをし、今後旅行業の登録をする可能性が高いと踏んだ業者を狙いました。無意味にだしてもお客様を拾えませんが、確率が高いところを狙って送っていたので、DMを送る作業を楽しく思える程反応がありました。法改正は要注意です。



また、開業した1995年はWindows95の年で、行政書士にとっても転機の年で、パソコンを使える行政書士とそれ以前の行政書士が混在していました。情報交換も今までは近所の先生を訪ねて教えてもらうのが主流でしたが、僕の場合は行政書士で2番目に古いML(メーリングリスト)を起ち上げたお蔭で、全国の行政書士とのネットワークを作ることができました。

MLに限らずですが、チャンスのアンテナは自分で張る努力をしますが、後はアンテナにむかう電波はみんなが勝手に発信してくれるので、何倍もの情報を得ることができました。

【意外なところに潜在顧客が】

- ◆ 開業しても身内からの依頼が多く、十分な予算がないと言われてしまうとお客様として見ることでできなくなってしまうのですが、どうしたらよいでしょうか。

それぞれの環境によって、入ってくる業務も異なってきますが、まずは、仕事としてきちんと受けましょう。一見、報酬が少ない仕事だったとしても、それを毎月受注していたら2年間で24件になります。稀有な分野で件数を積み上げればその分野の第一人者となり、それだけで他の先生と差別化が図れます。

目の前のその人から仕事にならなくても、その人がよいお客さんを連れてきてくれるかもしれないので、そういう時は、恩を売ったらいいのです(笑)。

また、予算がないという人でも、例えばトラブルになって200万円を契約相手に支払わなくては行けなくなるくらいならば、行政書士に30万円払ってきちんとした契約書を作成した方がよいのではといった営業だってできます。

労務的な要素があれば、社会保険労務士とタッグを組んでどんどん仕事を流して、社会保険労務士からは行政書士の仕事をもらうなどケースはいくらでもあります。



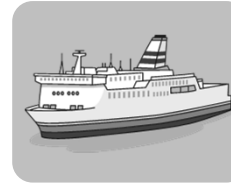
【常に最前線を歩み続ける】

◆ 塩田先生といえば、基幹業務の他にも業務範囲が広く、常に新しい分野をリードされているという印象がありますが、新たに力を注がれている分野について教えてください。

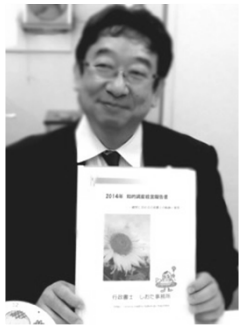
広く業務は行っていますが、柱となっている業務は、外国人在留関係・建設業・旅行業・医療法人辺りが多いです。

新しい分野のひとつとしては、最近BCP(business continuity plan)の講師を務めることが多く、去年は全国10数カ所で講演をしています。

建設業のように入札の際の加点ポイントとなるという業界だけでなく、BCPを作らないといけない状況にある業界もありますので、需要は高いです。仕事で各地から招かれるのは楽しいですね。



* 参考:BCP・・・企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。
(出典:中小企業庁 中小企業BCP策定運用指針)



行政書士しおた事務所
「知的資産経営報告書」

◆ 知的資産経営の分野におかれても、勉強をされ、実践されていらっしゃるようですが。

日本知的資産経営学会の外郭団体の知的資産経営アカデミーを受講し、修了したので「知的資産経営認定士」として登録されました。この認定資格をもっていることで、「それはなに」ということで話がつながります。

事務所のキャラクターは、「餅は餅屋に」をキャッチフレーズに男の子の「もっちー君」と女の子の「もちこちゃん」がいます。以前にいた事務員さんが作ってくれたオリジナルキャラクターなのですが、ちゃんと焼き網付きなんですよ(笑)。



しおた事務所キャラクター
もっちーくん&もちこちゃん

知的資産経営については、行政書士や中小企業診断士を中心とした仲間と設立したNPO法人で普及活動を行っているのですが、チームとして話を聴くとひとりでは気が付かないようなことも多角的な視点で見ることができます。NPO法人では、監事を任されています。

* 参考:「知的資産」とは、人材、技術、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等の目に見えない資産のことで、企業の競争力の源泉となるものです。企業に固有の知的資産を認識し、有効に組み合わせて活用していくことを通じて収益につなげる経営を「知的資産経営」と呼びます。
(出典:経済産業省 知的資産経営ポータル)

【こんなところでお会いできます】

◆ 塩田先生といえば、日本行政書士会連合会(日行連)や東京都行政書士会(東京会)の会務だけでなく、色々なところでお見かけしますが。

組織を運営する側は苦手なので、プレーンとして参画することが多いです。去年は、日行連の第二業務部で権利義務・事実証明の専門員をしていて、行政書士が遭遇するであろう議事録や契約書のサンプル集の土台作りをしていました。東京会では、企画開発部の協力部員として業務研究会の座長をしています。

また、会務と離れたところでは、千代田支部の一員として東京会の支部対抗ソフトボール大会に出場していますし、最近、発足した千代田支部のバレーボールチームでは、地元のママさんバレーボールチームとの対戦を楽しんでいます。実は、学生時代は、バレー部でした(笑)。

後は、東京会のボウリング同好会に所属しているのですが、今はハンデがシングルになってしまいました。今年は、会員を募るためにも色々な地域をまわる予定になっていますので、町田にも何うかもしれません。その時は宜しくお願いします。



事務所に飾られた
ボウリングのピンと

◆ 毎日の平均睡眠時間が3~3.5時間と多忙な生活を送られている中、町田支部のために快くお時間を割いてくださり、本当にありがとうございました。先生の位置までには、なかなか辿りつけませんが、先生からいただいたアドバイスをもとに市民に愛され、企業から必要とされる法律家を目指してがんばり、御恩返しをさせていただけたらと思います。

知らないですまされない

実務に係る 行政書士法 その参

平成17年に「行政書士試験の施行に関する定め」の一部が改正され、平成18年度の行政書士試験から「戸籍法」「住民基本台帳法」「労働法」「税法」とともに「行政書士法」も試験科目から削除されました。
行政書士法を学ぶ機会がなかった会員や勉強してから時間が経っている会員のためにも実務に係る条項を採りあげたいと思います。なお、各条項の法解釈については、専門の書籍をご参照ください。



ゆきまさ先生
キャリア30年のベテラン行政書士



まち子先生
開業してで心配性の新人行政書士



「この間、初めて代理申請をしたときに、東京都行政書士会の会員証を提示したら、担当者に笑われてしまいました。」



「行政書士が代理権を獲得した時の法改正で「行政書士証票」の交付が決まりました。私も平成14年に交付されたものをずっと使っていますが、「行政書士証票」は大切に扱わないといけませんよ。」

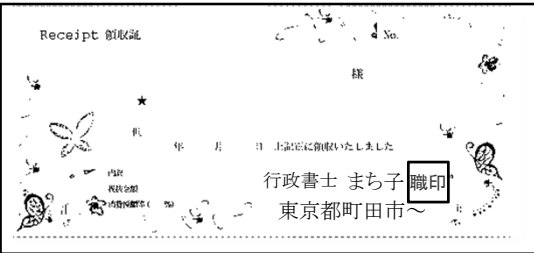
第六条の2第4項 日本行政書士会連合会は、第2項の規定により登録をしたときは当該申請者に行政書士証票を交付し、同項の規定により登録を拒否したときはその旨及びその理由を当該申請者に書面により通知しなければならない。



「見比べてみてください。東京都行政書士会の会員証には、『上記の者は本会会員であることを証明する。』と記載されているのに対して、行政書士証票には、『上記の者は、行政書士法第6条の行政書士名簿に登録されており、行政書士であることを証明する。』と記載されています。」



「発行元が違うくらいで、深く意識していませんでした。きちんと理解できたので次からは間違えません。」



「それはそうと、そこに置いてある領収証は、どうしたのですか。」



「入会の時にいただいた領収証は、堅苦しい感じがしたので、自分用にかわいい領収証を作ってみました。でも、本当にこれでよいのかわからなくて困っているんです。」



「せっかくかわいく作られて言いにくいのですが、その領収証は行政書士が使う領収証の要件を満たしていないので使えません。」

行政書士法施行規則第十条 行政書士は、依頼人から報酬を受けたときは、日本行政書士会連合会の定める様式により正副二通の領収証を作成し、正本は、これに記名し職印を押して当該依頼人に交付し、副本は、作成の日から五年間保存しなければならない。



「詳しくは、『日本行政書士会連合会の定める領収証の基本様式に関する規則』を確認してくださいね。」



「いま見ているのですが、様式や取扱要領まで記載されているのですね。任意に記入できるものもありますし、電磁的記録により作成することもできるので、きちんと知れば、使い勝手は悪くなさそうです。」



「なんでも基本は肝心です。オリジナリティをだしたいと思う気持ちはわかりますが、何か規定があるんじゃないかと思った時には、まずは調べてみましょう。今回も使ってよいかどうか悩んだということは進歩している証です。」



「ありがとうございます。業務でも法令やガイドラインをきちんと踏まえた上で、ケースバイケースの対応ができるように努めます。」



「知らないことがまだまだあって、勉強になります。ゆきまさ先生、これからも色々教えてください。」



「勉強となると頭に入りにくいですが、実務に必要となると身が入りますね。登録をした後もまだまだ勉強が必要になりますが、応援しますのでがんばりましょう！」

様式第1号

領収証		印紙税法第5条 別添第17号の 表により算出
項目	報酬額	備考
計		
消費税		
合 計		
立替金その他		
総 計		

上記のとおり受領しました。

年 月 日

〇〇〇行政書士会会員

事務所所在地
事務所名称
行政書士 〇〇〇 職印

未来を創るアーバンネットまちだの総会が5月13日に開催され、町田市役所2階市民協働プロジェクトルームに8団体の新旧役員と広聴課から田中課長・清水担当係長・小寺主事が参集しました。

平成25年度は、土地家屋調査士会が理事長の担当年度でしたが、無料相談会の開催において法被を作成したり、アンケートや景品を設けたりと逆境の中で工夫を求められた一年でした。広聴課との連携でフットワーク軽く現場に足を運び、写真や図面を用いた定例会での説明は、イメージをつかみやすく好評でした。平成25年度の事業報告・決算は承認されました。一年間お疲れ様でした。



平成26年度の担当は、理事長が司法書士会、会計が建築士協会、会計監査が土地家屋調査士会になります。

平成26年度の事業計画・予算も承認され、例年通り主たる事業として、街頭無料相談会と講演会が開催されます。講演会は年度によっては、役所関係で無報酬で講師を受けていただける年もありますが、現時点では講師については未定ではありますが、謝礼も見込んだ予算は組まれています。

そして、街頭無料相談会については、昨年は、街頭無料相談会を11月2日に町田市が主催する「健康づくりフェア」(会場:健康福祉会館)での開催を試みましたが、階上まで相談者を誘導することが困難で相談件数が大幅に減ってしまったことから、今まで通りの単独開催に戻すことになりました。

開催場所の検討については、候補地の段階ということで総会閉会後に連絡事項として話し合われました。候補地として挙げられたのは、①カリヨン広場 ②町田ターミナルプラザ市民広場 ③ぽっぽ町田の3カ所でした。

人通りやテント・イス等をレンタルする場合の予算等について、各候補地のメリット・デメリットを分析した結果、①カリヨン広場と③ぽっぽ町田の2カ所にしぼられました。管理者とのスケジュールや条件についての確認は、主催が町田市であるので、広聴課にお願いしました。

なお、定例会は隔月開催で次に開かれるのが7月8日ということもあり、候補地に係る件については、福島理事長から各団体の役員に後日メールが送信していただけるということで閉会の運びになりました。

※6月13日にメールが届きました

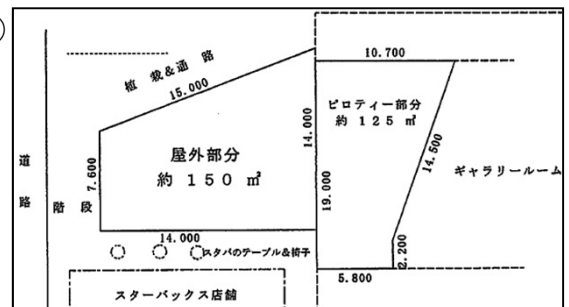
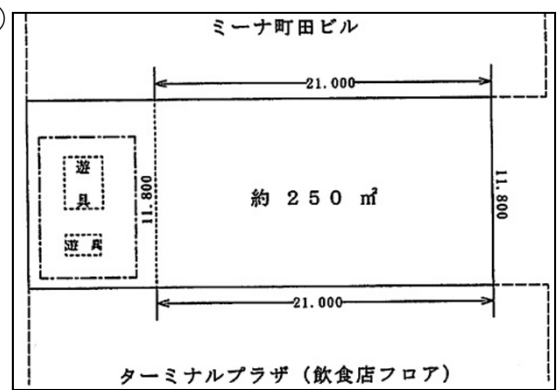
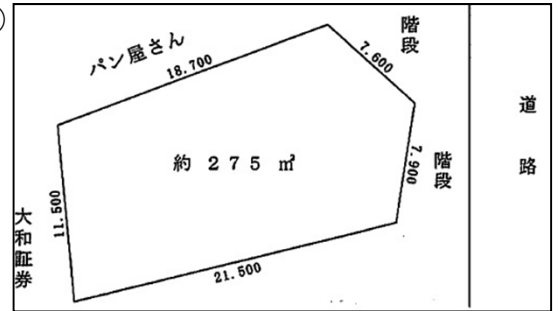


総会風景
(市民協働プロジェクトルーム)

お知らせ

開催日 : 9月23日(祝)

開催場所 : ぽっぽ町田



担当者より会員へのお知らせ♪

➡ 経理担当より支部会費納入のお願い

平成26年度（平成26年4月～27年3月）の年会費6,000円をお振込ください。
なお、過年度を未納の方もお振込の程宜しくお願い申し上げます。

お振込方法

- ① 同封の振替用紙にてのお振込
- ② ゆうちょ銀行ネットバンキングからのお振込（記号10090 - 57993791）
- ③ ゆうちょ銀行以外からのお振込
ゆうちょ銀行 008支店 普通預金 口座番号 5799379 口座名 東京都行政書士会町田支部

※ ゆうちょ銀行の口座をお持ちの方は、振替用紙（支部負担手数料130円）ではなく、なるべく口座からのお振替（支部負担手数料80円）にてお願い致します。

➡ 厚生担当より暑気払いのご案内

恒例の暑気払いです。今回は、瑞宝双光章を受賞された松田洋先生のお祝いも兼ねておりますので沢山のご参加を心よりお待ちしております。

日時： 平成26年8月7日（木）19時～21時
場所： 町田小田急百貨店 9階レストラン街バンケットホール（貸し切り）
会費： 5,000円（支部より補助有、3,000円ご負担下さい）
お申込み期限： 平成26年7月25日まで



お申込み
お問い合わせ

厚生担当 馬場

E-Mail : takukoto19@gmail.com
TEL : 042-813-0182
FAX : 042-795-2231

* 編集後記 *

広報担当補佐 横山 祥二

今から「行政書士界の巨人」にお会いするのだ。そう思うと私は、千代田区の塩田先生の事務所に向かう階段に足をかけた時既に、全身から汗が噴き出ていました。ところが事務所の扉を開け中に入った時、私は何とも言えぬ安堵感を感じました。

西村先生と私を迎えて下さった塩田先生は、第一印象から全てを包み込むおらかさをお持ちです。「巨人」というより、「ゆるキャラのぬいぐるみ」です。今回お話を伺った中でまず私に足りず実践しなければと思うのは、先生の、いろいろな事象への旺盛、飽くなき好奇心、探究力、実践力です。その根底には先生の、誰をも受け入れる人間的な受容力があるのかと思います。先生の「どこまでも広がっていくネットワークとアンテナ」。

そしてその原動力は、「下心ですよ」と一笑して先生はおっしゃいましたが、その時「私にまず足りないのは、先生のおっしゃる下心なのだ」と自分を恥じました。塩田先生、お忙しい中ありがとうございました。

行政まちだ / 東京都行政書士会町田支部

■ 発行人 東京都行政書士会町田支部長 釘田 一富

■ 編集人 西村 久実 ・ 横山 祥二

■ 発行日 平成26年7月7日